

(廃棄物処理法の改善命令、措置命令)

問630 小売業者が引取りや引渡しを行っているものの、適正な方法で行っていない場合はどうなるのか。

答630 小売業者の引取り・引渡しは、廃棄物処理法での廃棄物の収集及び運搬に該当し、廃棄物処理基準等の規定の適用になる。

小売業者が、家電リサイクル法に定めるところにより、排出者からの引取り、製造業者等への引渡しを行っている場合であっても、その収集運搬の方法が廃棄物処理法の廃棄物処理基準に抵触したり、生活環境保全上支障が生じるものである場合、廃棄物処理法の規定により都道府県知事又は市町村長の改善命令、措置命令の対象となる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第8節 家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業

(家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業の許可)

問631 (1) 小売業者から運搬の委託を受け、小売店から指定引取場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか。

(2) 一般家庭からの対象品目を指定引取り場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか、また、処分先施設の整備状況が不明な段階で許可を行ってもよいか。

(3) 指定引取り場所は廃掃法上の保管基準等、規制は受けるのか。

(4) 指定引取り場所における調査権限は、当該所在地所轄の産業廃棄物部局にあるのか。

(5) 家電4品目については、あくまでも一廃である。しかし、実際には市町村で一廃の許可を新たに取得する事は難しい。そういった背景から、特例を目的とした産廃処理業としての申請が相次いでいる。

答631 (1) 特に排除することはできない。許可することができる。

(2)・(3)・(4) 家電リサイクル法関連では許可、マニフェストに特例があるだけで、そのほかについて(例 立ち入り検査権限、報告徴収を求める権限など)規定は廃掃法による。

(5) 実態として一廃の許可は限定的に運用されており一廃の許可が取れないことは理解している。正式な手続きをふまえている以上、申請を認めないのは難しい。

(近畿ブロック平12)

第9節 製造業者等

(製造業者の定義)

問632 誰が製造業者等となるのか。

答632 この法律での製造業者等は、特定家庭用機器を製造又は輸入している者をいう。また、委託により他の者に製造・輸入を行わせている場合、その製品の仕様等に決定権のある委託を行った者が製造業者等に該当する（例えば、自社ブランドで実際は他の者が製造している場合）。

過去に製造・輸入をしていたが現在は行っていない者は、この法律での製造業者等に該当しないが、その事業を相続や合併、営業譲渡により引き継いだ者がいる場合、その者がこの法律での義務を負うこととなる。

また、一時的に製造・輸入を停止している場合は、この法律での製造業者等に該当することとなる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（製造業者の責務）

問633 製造業者等はこの法律で何をしなければならないのか。

答633 この法律では、製造業者等は、義務として、自ら過去に製造・輸入した特定家庭用機器（廃棄物）を引取り、再商品化等に必要な行為を実施しなければならない。再商品化等については本疑義集問723、本疑義集問726にその内容を示す。

また、製造業者等は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫することにより特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に要する費用を低減するよう努めなければならないという責務が課せられる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（製造業者の引取義務）

問634 製造業者等はどのような場合に引取らなければならないのか。

答634 製造業者等は、自ら過去に製造・輸入した特定家庭用機器（廃棄物）が、製造業者等の設置する指定引取場所（本疑義集問718参照）に持ち込まれた場合、正当な理由がある場合を除き、これを引取らなければならない。

また、相続、合併又は営業譲渡により他の製造業者等から事業を引き継いでいる場合は、その製造業者等が過去に製造・販売した特定家庭用機器（廃棄物）についても引取らなければならない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（表示）

問635 特定家庭用機器の製造業者等はどのようにすれば分かるのか。

答635 一般的には、特定家庭用機器の表面に記載されているメーカー名で判断されることとなる。輸入業者等で直接誰が引取り義務を負っているのか分からぬ場合は、指定法人に照会するなどの方法によることとなる。

なお、平成13年4月以降に製造・輸入される特定家庭用機器については、誰が引取り及び再商品化等の義務を負う製造業者等であるかを示す表示をしなければならないこととなる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（指定引取場所）

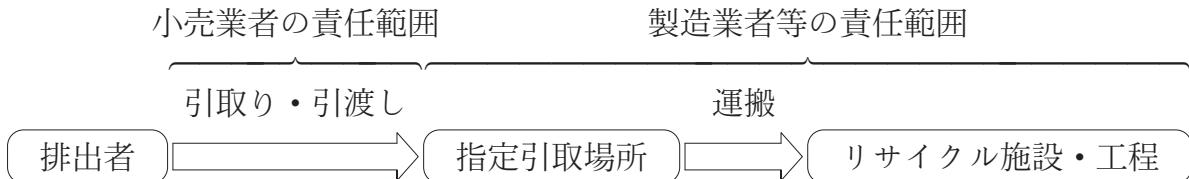
問636 指定引取場所とは何か。

答636 指定引取場所は、特定家庭用機器廃棄物を引取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定する場所であり、この場所で小売業者など特定家庭用機器廃棄物を運

搬する者から製造業者等が当該廃棄物を引取ることとなる。

この法律では、排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所から指定引取場所までの収集及び運搬については小売業者が責任を持ち、それ以降に行われる指定引取場所から再商品化等施設までの運搬と再商品化等に必要な行為の実施については製造業者等が責任を持つこととなる。

指定引取場所の設置、運営と管理は製造業者等が責任を持つこととなる。



(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(指定引取場所の配置等)

問637 指定引取場所は全国適正に配置されることになるのか。

答637 指定引取場所は製造業者等が特定家庭用機器廃棄物を引取る窓口であり、小売業者など特定家庭用機器廃棄物を運搬する者との重要な接点である。

指定引取場所が適正に配置されていることがこの法律を円滑に機能させる上で不可欠であることから、この法律では、指定引取場所の適正な配置を製造業者等に義務付けている。具体的には、地理的条件、交通事情、自ら製造等をした特定家庭用機器の販売状況その他の条件を勘案して、製造業者等の再商品化等の能率的な実施と小売業者など特定家庭用機器廃棄物を運搬する者の円滑な引渡しが確保できるよう適正に配置しなければならない。

また、指定引取場所を指定したときは、その位置について公表しなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(市町村長等による申出、指定引取場所に係る勧告)

問638 指定引取場所が適正に配置されていない場合はどうなるのか。

答638 指定引取場所が適正に配置されない場合、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しに支障が生じ、ひいては適切に再商品化等が行われないことにつながる。

このため、製造業者等の指定引取場所が適正に配置されておらず、引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがある場合、市町村長及び小売業者はその旨を主務大臣に申出ができる、これを受けて、主務大臣は必要があると認めるときは、製造業者等に対し申出があった市町村又は小売業者の円滑な引渡しを確保するために指定引取場所の設置を勧告することとなる。

また、市町村長の申出を受けて、主務大臣が引渡しに支障が生じているとして公示した地域については、勧告を受けた製造業者等が指定引取場所を配置し、そのような状況がなくなるまで、指定法人が市町村又は排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取り、製造業者等に引渡すこととなる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(指定引取場所)

問639 指定取引場所はどこにあるか。

答639

グループ	A グループ	B グループ
メーカー名	松下電器産業(株) (株)東芝	三洋電機(株)、シャープ(株) ソニー(株)、(株)日立製作所 三菱電機(株)
会社名	(株)牧浦商店	日本通運(株)鳥取支店千代水倉庫 日ノ丸西濃運輸(株)米子支店
所在地	鳥取市正蓮寺99番地	鳥取市千代水 4-38 米子市流通町 430-2

(財)家電製品協会家電リサイクル券センター運用マニュアル)

(料金の請求)

問640 料金は、製造業者等に引渡すときに支払うこととなるのか。

答640 引取りに際して、製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を持込む者に対し、あらかじめ公表している再商品化等料金を請求することができる。この場合、排出者が事前に製造業者等に直接、再商品化等料金を支払っている場合や支払ったことを証明する書類（例えば、銀行振込証など）を持込む者が提示した場合は、再度、再商品化等料金を請求することはできない。また、公表された料金以外の金額を請求してはならないこととなっている。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

第10節 再商品化等

(再商品化等の定義)

問641 この法律での再商品化等とは何か。

答641 この法律での再商品化等とは再商品化（いわゆるマテリアルリサイクル）と熱回収（いわゆるサーマルリサイクル）を指す。

特定家庭用機器（廃棄物）は様々な素材から構成され、現在のリサイクルの技術水準では、再商品化が困難又は再商品化する場合、かなりの費用が係るもののが存在する。この法律では、このようなものについても、単に焼却や埋立処分するのではなく、何らかの形で有効利用すべきであるという考え方の下、熱源として利用する熱回収を法的に位置付けている。

少し分かりにくいかとも知れないが、この法律で「再商品化等」はマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを併せた用語として、「再商品化」は再商品化等のうちマテリアルリサイクルのみを指す用語として使用されている。

再商品化等	
再商品化	熱回収
原材料・部品として利用するマテリアルリサイクル	熱（熱源）として利用するサーマルリサイクル

（平11.10.7厚生省 法Q & A）